次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年10月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第58号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（新潟県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第１条　新潟県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	新潟県母子及び寡婦福祉法施行細則
（趣旨） **第１条**　この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）の規定に基づき、毎年度予算の範囲内で貸し付ける母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）の規定に基づき、毎年度予算の範囲内で貸し付ける母子福祉資金及び寡婦福祉資金について必要な事項を定めるものとする。
（貸付けの申請） **第２条**　法第13条第１項、法第31条の６第１項、法第32条第１項又は法附則第３条第１項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書（別記第１号様式）を知事に提出しなければならない。 ２・３　（略）	（貸付けの申請） **第２条**　法第13条第１項（法第32条第１項において準用する場合を含む。）又は法附則第３条第１項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金貸付申請書（別記第１号様式）を知事に提出しなければならない。 ２・３　（略）
第３条　法第14条（法第31条の６第４項及び法第32条第４項において準用する場合を含む。）の規定により資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。 ２　（略）	**第３条**　法第14条（法第32条第３項において準用する場合を含む。）の規定により資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、母子・寡婦福祉資金貸付申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。 ２　（略）
（借用書の提出） **第５条**　前条の規定による貸付決定の通知を受けた第２条第１項の申請者は、速やかに母子・父子・寡婦福祉資金借用書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。 ２・３　（略） ４　前条の規定による貸付決定の通知を受けた第３	（借用書の提出） **第５条**　前条の規定による貸付決定の通知を受けた第２条第１項の申請者は、速やかに母子・寡婦福祉資金借用書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。 ２・３　（略） ４　前条の規定による貸付決定の通知を受けた第３

条第１項の申請者は、速やかに連帯借主の連署した母子・父子・寡婦福祉資金借用書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。	条第１項の申請者は、速やかに連帯借主の連署した母子・寡婦福祉資金借用書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。
５　（略）	５　（略）
（貸付金の増額申請）	（貸付金の増額申請）
第６条　現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、その貸付金の額が令第７条第３号から第５号まで若しくは第８号、令第31条の５第３号から第５号まで若しくは第８号又は令第36条第３号から第５号まで若しくは第８号に規定する限度額に満たない場合において特別の理由により増額を必要とする場合には、その限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。	**第６条**　現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が、その貸付金の額が令第７条第３号から第５号まで若しくは第８号又は令第36条第３号から第５号まで若しくは第８号に規定する限度額に満たない場合において特別の理由により増額を必要とする場合には、その限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。
２　前項の規定により貸付金の増額を申請しようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。	２　前項の規定により貸付金の増額を申請しようとする者は、母子・寡婦福祉資金増額貸付申請書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。
３　（略）	３　（略）
（据置期間の延長）	（据置期間の延長）
第６条の２　令第８条第５項、令第31条の６第５項又は令第37条第５項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の２）を知事に提出しなければならない。	**第６条の２**　令第８条第５項（令第37条第２項において準用する場合を含む。）又は第６項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の２）を知事に提出しなければならない。
（貸付金の辞退又は減額）	（貸付金の辞退又は減額）
第７条　（略）	**第７条**　（略）
２　前項の申出をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。	２　前項の申出をしようとする者は、母子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書（別記第18号様式）を知事に提出しなければならない。
（償還免除の申請等）	（償還免除の申請等）
第８条　法第15条第１項（法第31条の６第５項又は法第32条第５項において準用する場合を含む。）の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。	**第８条**　法第15条第１項（法第32条第４項において準用する場合を含む。）の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。
２　令第19条第１項（令第31条の７又は令第38条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。	２　令第19条第１項（令第38条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。
３　令第８条第３項ただし書、令第31条の６第３項ただし書又は令第37条第３項ただし書の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。	３　令第８条第３項ただし書（令第37条第２項において準用する場合を含む。）の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。
４　第５条に規定する借用書に記載した償還方法及	４　第５条に規定する借用書に記載した償還方法及

び償還期間を変更しようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書（別記第22号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付けの停止理由の発生届出）

第10条　貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）は、令第12条（令第31条の７又は令第38条において準用する場合を含む。）に規定する貸付けの停止理由（借主及び連帯借主の死亡の場合を除く。）が発生したときは、母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届（別記第25号様式）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（その他の諸届出）

第11条　（略）

２　（略）

３　借主たる母子・父子福祉団体は、次に掲げる各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める書類により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 貸付けの対象となつた事業の内容を変更し、又は当該事業を休止し、若しくは廃止したとき　母子・父子福祉団体事業変更届（別記第31号様式）

(2) 理事を変更したとき　母子・父子福祉団体理事変更届（別記第32号様式）

(3) 主たる事務所の所在地若しくは名称を変更したとき又は代表者の住所若しくは氏名に変更があつたとき　母子・父子福祉団体名称等変更届（別記第33号様式）

別記

第１号様式（第２条関係）

（表）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書	
（略）	
配偶者のない女子又は男子となつた理由等	死亡（病死、交通事故、その他）・未婚の母又は父・離婚・生死不明・遺棄・海外在留・精神身体障害・法令拘禁
（略）	

（裏）

（略）	
母子 新潟県父子福祉資金 寡婦	資金の貸付けを

び償還期間を変更しようとする者は、母子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書（別記第22号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付けの停止理由の発生届出）

第10条　貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）は、令第12条（令第38条において準用する場合を含む。）に規定する貸付けの停止理由（借主及び連帯借主の死亡の場合を除く。）が発生したときは、母子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届（別記第25号様式）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（その他の諸届出）

第11条　（略）

２　（略）

３　借主たる母子福祉団体は、次に掲げる各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める書類により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 貸付けの対象となつた事業の内容を変更し、又は当該事業を休止し、若しくは廃止したとき　母子福祉団体事業変更届（別記第31号様式）

(2) 理事を変更したとき　母子福祉団体理事変更届（別記第32号様式）

(3) 主たる事務所の所在地若しくは名称を変更したとき又は代表者の住所若しくは氏名に変更があつたとき　母子福祉団体名称等変更届（別記第33号様式）

別記

第１号様式（第２条関係）

（表）

母子・寡婦福祉資金貸付申請書	
（略）	
配偶者のない女子となつた理由等	死亡（病死、交通事故、その他）・未婚の母・離婚・生死不明・遺棄・海外在留・精神身体障害・法令拘禁
（略）	

（裏）

（略）	
母子 新潟県寡婦福祉資金	資金の貸付けを

受けたいので、関係書類を添えて上記のとおり申請します。 （略）	受けたいので、関係書類を添えて上記のとおり申請します。 （略）
（略）	（略）

注　１・２　（略）

３　「他の借入金の状況」の欄は、県以外の者からの借入金及び母子・父子・寡婦福祉資金による他の貸付金をもれなく記入すること。

４～６　（略）

注　１・２　（略）

３　「他の借入金の状況」の欄は、県以外の者からの借入金及び母子寡婦福祉資金による他の貸付金をもれなく記入すること。

４～６　（略）

第２号様式（第２条関係）

事業開始計画書

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金

（略）

第２号様式（第２条関係）

事業開始計画書

（略）

母子・寡婦福祉資金

（略）

第３号様式（第２条関係）

事業継続計画書

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金

（略）

第３号様式（第２条関係）

事業継続計画書

（略）

母子・寡婦福祉資金

（略）

第６号様式（第２条関係）

住宅計画書　（表）

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金

（略）

（裏）

（略）

第６号様式（第２条関係）

住宅計画書　（表）

（略）

母子・寡婦福祉資金

（略）

（裏）

（略）

第９号様式（第２条関係）

同意書（貸付申請）

（略）

下記の者は、今般母子･父子福祉資金　　資金の貸付けを申請しておりますが、私はこれに同意します。

（略）

第９号様式（第２条関係）

同意書（貸付申請）

（略）

下記の者は、今般母子福祉資金　　資金の貸付けを申請しておりますが、私はこれに同意します。

（略）

第10号様式（第３条関係）

（表）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書（団体貸付用）

第10号様式（第３条関係）

（表）

母子・寡婦福祉資金貸付申請書（団体貸付用）

（略） 法に定める配偶者のない女子又は男子であつて現に児童を扶養している者 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法に定める配偶者のない女子又は男子であつて現に児童を扶養している者の住所・氏名及び家庭の状況 母子・父子・寡婦福祉資金借入金	（略） 法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者 貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち、法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者の住所・氏名及び家庭の状況 母子・寡婦福祉資金借入金

（裏）

（略） 母子・父子・寡婦福祉資金として　　資金を　年間借用したいので別紙関係書類を添えて申請します。 （略）	（略） 母子・寡婦福祉資金として　　資金を　年間借用したいので別紙関係書類を添えて申請します。 （略）
（略）	（略）

第14号様式（第５条関係）

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

（略）

第15号様式（第５条関係）

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還します。

（略）

第14号様式（第５条関係）

（略）

母子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

（略）

第15号様式（第５条関係）

（略）

母子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還します。

（略）

第16号様式（第５条関係） 同意書（借用書） （略） 下記の者は、　　年　　月　　日母子・父子福祉資金の貸付けについて金　　円の貸付決定を受け、今般借用書を提出しておりますが、私はこれに同意します。 （略）	第16号様式（第５条関係） 同意書（借用書） （略） 下記の者は、　　年　　月　　日母子福祉資金の貸付けについて金　　円の貸付決定を受け、今般借用書を提出しておりますが、私はこれに同意します。 （略）
第17号様式（第６条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書 （略）	第17号様式（第６条関係） 母子・寡婦福祉資金増額貸付申請書 （略）
第17号様式の２（第６条の２関係） 母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書 （略）	第17号様式の２（第６条の２関係） 母子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書 （略）
第18号様式（第７条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書 （略）	第18号様式（第７条関係） 母子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書 （略）
第19号様式（第８条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書 （略）	第19号様式（第８条関係） 母子・寡婦福祉資金償還免除申請書 （略）
第20号様式（第８条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書 （略）	第20号様式（第８条関係） 母子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書 （略）
第21号様式（第８条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書 （略）	第21号様式（第８条関係） 母子・寡婦福祉資金繰上償還申出書 （略）
第22号様式（第８条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書 （略）	第22号様式（第８条関係） 母子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書 （略）
第25号様式（第10条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届 （略）	第25号様式（第10条関係） 母子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届 （略）
第31号様式（第11条関係） 母子・父子福祉団体事業変更届 （略）	第31号様式 母子福祉団体事業変更届 （略）
第32号様式（第11条関係） 母子・父子福祉団体理事変更届 （略）	第32号様式 母子福祉団体理事変更届 （略）

第33号様式（第11条関係） 母子・父子福祉団体名称等変更届 （略） 下記により、母子・父子福祉団体の名称等を変更したので、届け出ます。 （略）	第33号様式 母子福祉団体名称等変更届 （略） 下記により、母子福祉団体の名称等を変更したので、届け出ます。 （略）

（新潟県行政組織規則の一部改正）

第２条　新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（分掌事務） **第９条**　前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局～防災局　（略） 福祉保健部 福祉保健課～障害福祉課　（略） 児童家庭課 (1)～(5)　（略） (6)　母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項 (7)～(12)　（略） 産業労働観光部～出納局　（略） ２　（略）	（分掌事務） **第９条**　前節に規定する課、室及びセンター（課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。 知事政策局～防災局　（略） 福祉保健部 福祉保健課～障害福祉課　（略） 児童家庭課 (1)～(5)　（略） (6)　母子家庭及び寡婦の福祉に関する事項 (7)～(12)　（略） 産業労働観光部～出納局　（略） ２　（略）
（名称、位置及び所管区域） **第10条**　（略） ２～４　（略） ５　第１項の規定にかかわらず、保健に関する事務（衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。 （略） ６　第１項の規定にかかわらず、福祉に関する事務（母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務を除く。）についての所管区域は、次のとおりである。 （略） ７～19　（略）	（名称、位置及び所管区域） **第10条**　（略） ２～４　（略） ５　第１項の規定にかかわらず、保健に関する事務（衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。 （略） ６　第１項の規定にかかわらず、福祉に関する事務（母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務を除く。）についての所管区域は、次のとおりである。 （略） ７～19　（略）
（分掌事務） **第12条**　村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画振興部　（略） 健康福祉部 企画調整課 (1)～(9)　（略） (10)　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の６又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに	（分掌事務） **第12条**　村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画振興部　（略） 健康福祉部 企画調整課 (1)～(9)　（略） (10)　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭の相談支援に関する事項

母子家庭等の相談支援に関する事項	
(11)　(略)	(11)　(略)
地域保健課・衛生環境課　(略)	地域保健課・衛生環境課　(略)
農林振興部・地域整備部　(略)	農林振興部・地域整備部　(略)
2　新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	2　新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
企画振興部・県税部　(略)	企画振興部・県税部　(略)
健康福祉環境部	健康福祉環境部
庶務課・企画調整課　(略)	庶務課・企画調整課　(略)
地域福祉課	地域福祉課
(1)～(7)　(略)	(1)～(7)　(略)
(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の６又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還に関する事項	(8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条の規定による貸付金の貸付け及びその償還に関する事項
(9) 生活保護、児童福祉並びに母子家庭等及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項（福祉事務所地域福祉課の所管に属する事項を除く。）	(9) 生活保護、児童福祉並びに母子家庭及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項（福祉事務所地域福祉課の所管に属する事項を除く。）
(10)～(16)　(略)	(10)～(16)　(略)
地域保健課～生活衛生課　(略)	地域保健課～生活衛生課　(略)
環境センター・児童・障害者相談センター　(略)	環境センター・児童・障害者相談センター　(略)
農業振興部～地域整備部　(略)	農業振興部～地域整備部　(略)
３～９　(略)	３～９　(略)
10　上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。	10　上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。
企画振興部・県税部　(略)	企画振興部・県税部　(略)
健康福祉環境部	健康福祉環境部
総務福祉課	総務福祉課
(1)～(3)　(略)	(1)～(3)　(略)
(4) 第２項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務（生活保護、児童福祉並びに母子家庭等及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。）	(4) 第２項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務（生活保護、児童福祉並びに母子家庭及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。）
(5)　(略)	(5)　(略)
企画調整課～生活衛生課　(略)	企画調整課～生活衛生課　(略)
環境センター・児童・障害者相談センター　(略)	環境センター・児童・障害者相談センター　(略)
農林振興部・地域整備部　(略)	農林振興部・地域整備部　(略)
11　糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	11　糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
企画振興部　(略)	企画振興部　(略)
健康福祉部	健康福祉部
企画調整課	企画調整課
(1)～(8)　(略)	(1)～(8)　(略)
(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の６又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項	(9) 母子及び寡婦福祉法第13条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭の相談支援に関する事項

(10)　(略) 地域保健課・衛生環境課　(略) 農林振興部・地域整備部　(略) 12～24　(略) (組織及び分掌事務) **第29条**　新発田、三条、長岡及び南魚沼の各福祉事務所に地域福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2)　(略) (3)　母子家庭等及び寡婦の福祉に関する実情の把握、相談、調査及び指導に関する事項 ２・３　(略)	(10)　(略) 地域保健課・衛生環境課　(略) 農林振興部・地域整備部　(略) 12～24　(略) (組織及び分掌事務) **第29条**　新発田、三条、長岡及び南魚沼の各福祉事務所に地域福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2)　(略) (3)　母子家庭及び寡婦の福祉に関する実情の把握、相談、調査及び指導に関する事項 ２・３　(略)

(新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第３条　新潟県福祉のまちづくり条例施行規則（平成８年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第２条、第６条関係）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>公共的施設</th><th>特定公共的施設</th></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物</td><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td>７　社会福祉施設
(1)～(7)　(略)
(8)　<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第39条に規定する<u>母子・父子福祉施設</u>
(9)～(12)　(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td colspan="3">(略)</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第２条、第６条関係）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>公共的施設</th><th>特定公共的施設</th></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物</td><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td>７　社会福祉施設
(1)～(7)　(略)
(8)　<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第39条に規定する<u>母子福祉施設</u>
(9)～(12)　(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td colspan="3">(略)</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行する。